

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

利根川自転車道線	路線名
羽生市大字下村君字米宮二七〇五番地 先から 同市大字上村君字堤根一八二番九地先 まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長一六五・〇〇メートル	備考